

地理的表示（G I 制度）の取得と活動 ～すんきブランド推進協議会～

(1) 「すんき」商品の乱在

すんきの需要が高まる一方で、木曽以外の地域で「すんき」と銘打った商品が製造されたり、味付けした製品が「すんき」として販売される事例が見られるようになった。そのため、製造事業者から木曽町に地域団体商標取得について申し入れがあり（H26.1）、地方事務所農政課との間で意見交換が持たれた。しかし、名称使用の権利化は難しいことが分かり、打開策を模索していた。

(2) 新制度の成立

平成26年6月に「地理的表示法（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）」が成立した。この法律に基づく地理的表示保護制度(G I 制度)は、「地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物、食品等のうち、その特性が地域と結びついており、その結びつきを特定できるような名称：地理的表示(G I)を知的財産として登録できる」という内容であり、木曽限定のすんきには最適であるとの検討結果から、登録を目指すこととなった。

(3) G I 登録に向けて

G I の登録申請は生産者の構成する団体が行う必要があるため、すんき製造者を主体とする団体「すんきブランド推進協議会」を組織する構想が生まれた。関係者からの意見聴取の機会（研修会1回、合意形成に向けた検討会2回）を経て、27年度末に設立された。

【すんきブランド推進協議会】

旧檜川村を含めた木曽地域にすんきの製造加工所等を置く法人、任意団体、個人と、学識経験者、行政機関、その他趣旨に賛同する者で構成している。

（平成30年11月2日現在：事業者25、管内6町村、普及センター、農政課(事務局)）

(1) G I 登録の内容

協議会設立に向けた準備と並行してG I 登録に必要な「明細書（すんきの定義や品質基準）」、「生産工程管理業務規程（明細書通りの品質を備えたすんきであるかどうかを管理・確認するための方法）」（案）の作成が進められ、協議会設立後は協議会の製造事業者役員、木曽すんき研究会、木曽町等との話し合いを重ねて完成に至った。

(2) G I 申請から登録まで

- ・平成28年8月1日申請
- ・平成29年1月25日～公示、4月24日農林水産省による現地調査、5月11日学識経験者委員会
- ・平成29年5月26日 地理的表示「すんき」登録(農林水産大臣登録第34号)

- ※「すんき」は木曾限定であり、地名を冠しない地理的表示が可能
- ・平成29年12月14日 キックオフイベントとして木曾“すんき”フェスタ開催

(3)GI取得後の協議会活動

すんきブランド推進協議会は、G I 登録後に平成29年秋、30年秋製造の2シーズンを経ている。国に登録した基準を満たすすんき製造のため、規定の品質管理規程（漬込み前研修、製造記録、現地調査、品質評価会等）を経ながら、地理的表示「すんき」と登録標章「G I」の適正表示に取り組んでいる（※平成30年12月27日現在、全国73産品がG I 登録）。